

1 実習申込みから受け入れ決定までの手順

- ① 実習希望前年度の4月第3週の月曜日～5月30日までの期間に本校教務部・教育実習担当に電話で問い合わせをしてください。電話の前に、下記の「教育実習に関する留意事項」を良くお読みください。
教育実習問い合わせ先： 山梨県立市川高等学校 教務部 教育実習担当
TEL 055-272-1161（土日祝日を除く9:00～17:00）
- ② 電話での確認後、メールにて以下の必要事項を送信してください。
メール送信先 info@ichikawa.kai.ed.jp
タイトル「平成〇〇年度の教育実習申込みについて」
必要事項
（ア）氏名・ふりがな
（イ）現住所
（ウ）帰省先の住所
（エ）大学学部学科
（オ）実習希望教科・科目
（カ）連絡先電話番号
（キ）希望実習期間
- ③ メール受信確認を学校から本人に連絡します。
- ④ ③の連絡を受けた後、教育実習許可願（本校所定の様式 による）を HP よりダウンロードし、作成し、提出してください。提出は本人が本校に持参してください。郵送での提出は受け付けません。提出期限は6月30日までとします。
許可願のダウンロードはこちらです。 → 教育実習許可願（様式1・2）
- ⑤ 許可願受理後、面接の日時を連絡します。
- ⑥ 本校にて面接を実施します。面接は7月下旬から8月中旬を予定しています。
- ⑦ 後日、面接結果（実習の可否）を学校から直接本人へ伝えます。実習可能であった場合、各大学へ内諾の報告をしてください。
- ⑧ 本校校長宛の教育実習依頼文書を、大学毎の方法で発行して貰い、提出してください。（大学によっては依頼文書を発行しない場合もあります。その際は市川高校実習担当者に連絡してください。）

2 教育実習に関する留意事項

- ① 受け入れ対象者
（ア） 原則として本校の卒業生である者。
（イ） 高等学校教諭普通免許状の授与を受けるための必要単位取得を目的とする者。
（ウ） 大学（大学院）卒業年度に教員採用試験（公立・私立）を受験する予定の者。
（エ） 実習期間が3週間を超えない者。
- ② 事前確認事項
（ア） 実習期間中は、原付バイク・乗用車での通勤は許可していません。
（イ） 教科・科目の申込み人数によって実習を受け入れられない場合があります。

教育実習問い合わせ先
山梨県立市川高等学校
教務部 教育実習担当
TEL 055-272-1161
FAX 055-272-1164